

機械設備工事特記仕様書 1										項目	特記事項			項目	特記事項			項目	特記事項																																																
工事名称	滋賀県立大学園場実験施設他空調設備更新工事	項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項	1.配置技術者の低入札価格調査	建設工事等入札執行要領第17条第1項ただし書きの規定に基づく基準に満たない価格で落札した場合において、監理（主任）技術者は別に、入札公告に定める監理（主任）技術者の要件と同一の要件を満たす技術者を専任で1名現場に配置しなければならない。	なお、当該技術者は、監理（主任）技術者を補助し、監理（主任）技術者と同様の職務を行ふものとする。	2.施工体制台帳および施工計画内容の説明	建設工事等入札執行要領第17条第1項ただし書きの規定に基づく基準に満たない価格で落札した場合において、受注者は施工体制台帳および施工計画書の提出に際して、監督職員からその内容の説明を求められたときは、応じなければならない。	3.材料、下請負代金等の支払い状況等の説明	建設工事等入札執行要領第17条第1項ただし書きの規定に基づく基準に満たない価格で落札した場合において、受注者は、産業廃棄物を適正に処理するにあたり下記事項を含め、事前に監督職員に施工計画書を提出すること。	4.技能者の従事	施工計画書の取り扱いは構造のとおりであるが、受注者は技術提案書の内容を満足する施工計画書を監督職員に提出しなければならない。なお、施工計画書において、技術提案書の内容を一覧できる様式で整理すること。また、提案事項ごとに具体的な実施方法、履行の確認方法および確認時期について、監督職員の承諾を得るとともにその内容をあわせて施工計画書に記載すること。	5.履行の確認方法	(1)技術提案の履行確認のとりまとめについては、(別紙)「技術提案の履行確認書」(以下、「履行確認書」という。)によるものとする。	6.再度の施工	受注者は、建設工事等入札執行要領第17条第1項ただし書きの規定に基づく基準に満たない価格で落札した場合において、工事コスト調査に協力しなければならない。 ・監理（主任）技術者は、工事コスト調査に協力しなければならない。 ・元請者は、下請者の協力を得て、接觸工事費等諸経費転向調査票(建築工事においては共通費実態調査票)の作成を行い、完了届提出後1週間以内に発注者に提出するものとする。なお、調査票等については、別途、監督職員から指示するものとする。	7.不履行に対する措置	受注者は、建設工事等入札執行要領第17条第1項ただし書きの規定に基づく基準に満たない価格で落札した場合において、工事コスト調査に協力しなければならない。 ・監理（主任）技術者は、工事コスト調査に協力しなければならない。 ・元請者は、下請者の協力を得て、接觸工事費等諸経費転向調査票(建築工事においては共通費実態調査票)の作成を行い、完了届提出後1週間以内に発注者に提出するものとする。なお、調査票等については、別途、監督職員から指示するものとする。	1.定義	V-E提案とは、契約書第19条の2の規定に基づき、設計図書に定める工事目的の機能、性能を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が以下「[乙]」という。が発注者(以下「[甲]」)という。に行う提案のこと。	2.提案の範囲	(1)乙がV-E提案を行う範囲は、設計図書に定められている各部のうち工事材料および施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的の変更を伴わないものとする。 ?施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴うもの。 ?契約書第18条にともなづけられた後の提案。	3.V-E提案書の提出	(1)乙はV-E提案を行う場合は、次に掲げる事項をV-E提案書(様式1~4)に記載し、甲に提出しなければならない。 ?設計図書に定める内容とV-E提案の内容の対比および提案理由。 ?V-E提案の実施方法に関する事項。(当該提案に係る施工条件等を含む) ?V-E提案が採用された場合の工事代金額の算定低減額および算出根拠。 ?甲が別途発注する接觸工事がある場合は、それとの関連。 ?工事に権限等併存する権利を含むV-E提案である場合、その取扱いに関する事項。 ?その他乙提案が採用された場合に留意すべき事項。	4.V-E提案の審査	V-E提案の審査は、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性等を評価する。	5.V-E提案の採否等	(1)甲は、V-E提案の採否について、V-E提案の受領後14日以内に書面により通知するものとする。 ただし、乙の同意を得たうえこの期間を延長することができるものとする。 (2)提出されたV-E提案書は、正しく認められなかった場合の通知は、その理由を付して行うものとする。 (3)甲は、V-E提案による設計図書の変更を行う場合は契約書第19条の2の規定に基づくものとする。 (4)甲は、V-E提案による設計図書の変更を行う場合は、契約書第24条の規定により請負代金額の変更を行わうものとする。 (5)前項の変更を行なう場合には、V-E提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額(以下「V-E管理費」という。)を削減しないものとする。 (6)V-E提案が適正と認められた後、契約書第18条の条件変更が生じた場合において、甲がV-E提案に対する変更案を求めた場合、乙はこれに応じるものとする。 (7)V-E提案が適正と認められた後、契約書第18条の条件変更が生じた場合、V-E管理費については原則として変更しないものとする。ただし、双方の責に帰することができない事由(不可抗力や、予測することが不可能な事由等)により、工事の続行が不可能、または著しく工事低減額が減少した場合においては、甲乙協議して変更できるものとする。	6.V-E提案の保証	V-E提案について、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、その後の工事において無償で使用できるものとする。ただし、工事所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。	7.責任の所在	発注者がV-E提案を適正と認め、設計図書の変更を行なった場合においても、V-E提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。																													
工事場所	彦根市八坂町2500	日程	令和4年1月31日	工事期間・限	・既設個別空調設備を更新する。	工事概要説明	本工事は、競争参加資格の確認申請時に技術提案書(特別簡易型の場合は、企業の施工能力等に関する資料)を受け付け、価格以外の評価項目と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式に関する事項は、(1)本工事に適用する特定建設資材及び排出する特定建設資材廃棄物については、「建設工事に係る資源の有効な利用の促進に関する法律」(リサイクル法)と建設副産物適正処理推進要綱を遵守し、一定規範以上の工事においては、再生資源利用「促進」計画書及び同実施書を作成し実施すること。また、着工前の同法第11条の「通知」は受注者が提出のこと。 (2)「資源の有効な利用の促進に関する法律」(リサイクル法)及び建設副産物適正処理推進要綱を遵守し、一定規範以上の工事においては、再生資源利用「促進」計画書及び同実施書を作成し実施すること。 (3)受注者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守し、同法12条の3によるマニフェストシステムにより実施すること。	1.配置技術者の増員	建設工事等入札執行要領第17条第1項ただし書きの規定に基づく基準に満たない価格で落札した場合において、監理（主任）技術者は別に、入札公告に定める監理（主任）技術者の要件と同一の要件を満たす技術者を専任で1名現場に配置しなければならない。	2.施工体制台帳および施工計画内容の説明	建設工事等入札執行要領第17条第1項ただし書きの規定に基づく基準に満たない価格で落札した場合において、受注者は施工体制台帳および施工計画書の提出に際して、監督職員からその内容の説明を求められたときは、応じなければならない。	3.材料、下請負代金等の支払い状況等の説明	建設工事等入札執行要領第17条第1項ただし書きの規定に基づく基準に満たない価格で落札した場合において、受注者は、産業廃棄物を適正に処理するにあたり下記事項を含め、事前に監督職員に施工計画書を提出すること。	4.技能者の従事	施工計画書の取り扱いは構造のとおりであるが、受注者は技術提案書の内容を満足する施工計画書を監督職員に提出しなければならない。なお、施工計画書において、技術提案書の内容を一覧できる様式で整理すること。また、提案事項ごとに具体的な実施方法、履行の確認方法および確認時期について、監督職員の承諾を得るとともにその内容をあわせて施工計画書に記載すること。	5.履行の確認方法	(1)技術提案の履行確認のとりまとめについては、(別紙)「技術提案の履行確認書」(以下、「履行確認書」という。)によるものとする。	6.再度の施工	受注者は、建設工事等入札執行要領第17条第1項ただし書きの規定に基づく基準に満たない価格で落札した場合において、工事コスト調査に協力しなければならない。 ・監理（主任）技術者は、工事コスト調査に協力しなければならない。 ・元請者は、下請者の協力を得て、接觸工事費等諸経費転向調査票(建築工事においては共通費実態調査票)の作成を行い、完了届提出後1週間以内に発注者に提出するものとする。なお、調査票等については、別途、監督職員から指示するものとする。	7.不履行に対する措置	受注者は、前項の確認により技術提案事項が履行できていないことが明らかになったときは、直ちに再施工または手直しの計画書を監督職員に提出しなければならない。ただし、発注者が、再度の施工が適当でないと判断した場合は、この限りではない。 受注者は、前項の計画書の内容について監督職員の承諾が得られたならば直ちに実施し、再度監督職の確認を受けなければならぬ。																																														
工事概要	・該当工事には適用欄に○印を附す。	適用	No	工事種目	工種 新設 改修	備考	1. 国内及び仕様書に記載されていない事項は、すべて、国土交通省大臣官房官厅常勤監修公共建築工事標準仕様書、同改修工事標準仕様書および同設備工事標準仕様書(以下、「標準」という)による。 2. 項目は、○印が付いたものを適用する。	1. 檢査合格書等	各種検査を必要とするもの、責任施工のもの等は、各合格書または保証書及びその写し各一部を提出すること。なお、責任施工のものは、請負契約者、施工下請業者、材料製造所連名書とする。	12. 建築工事との取扱い	コンクリート部分の梁、壁、床、床の貫通補強及び上部部分の軽量鉄骨天井天板、同壁下地の開口部補強は建築工事とする。事前に施工図を提出し、監督職員、建築工事者承認の上とする。	13. 既存設備関係	施工に際し、既設内容、取扱いよく調査すると共に既存施設の担当者と十分協議を行い、その機能を低下せしめてはならない。	14. 公害対策	工事着手前に付加的状況を調査し、公害対策は工事竣工まで講ずること。	15. 廃棄廃棄物の処理	受注者は、産業廃棄物を適正に処理するにあたり下記事項を含め、事前に監督職員に施工計画書を提出すること。 (1)本工事に使用する特定建設資材及び排出する特定建設資材廃棄物については、「建設工事に係る資源の有効な利用の促進に関する法律」(リサイクル法)を遵守し、分別解体及び再資源化等を実施すること。また、着工前の同法第11条の「通知」は受注者が提出のこと。 (2)「資源の有効な利用の促進に関する法律」(リサイクル法)及び建設副産物適正処理推進要綱を遵守し、一定規範以上の工事においては、再生資源利用「促進」計画書及び同実施書を作成し実施すること。 (3)受注者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守し、同法12条の3によるマニフェストシステムにより実施すること。	16. 発生材の処理	引渡すを要するもの:	17. 保険料	受注者は工事の内容に応じた火災保険、建設工事保険等を工事目的に付するものとする。	18. 監督職員業務	施工計画書の取り扱いは構造のとおりであるが、受注者は技術提案書の内容を満足する施工計画書を監督職員に提出しなければならない。なお、施工計画書において、技術提案書の内容を一覧できる様式で整理すること。また、提案事項ごとに具体的な実施方法、履行の確認方法および確認時期について、監督職員の承諾を得るとともにその内容をあわせて施工計画書に記載すること。	19. 安全対策	受注者は、技術提案書に記載した技術者等が該当する職種(作業)を中心となって作業を行うため、その作業を行っている間、現場に常駐させなければならない。	20. 設備安全衛生管理義務者	受注者は完了時、「履行確認の概要」、「名【対策】の履行状況」、「技術提案履行率」、「減点数」と記入し、「減点数」を計算したうえ、監督職員へ提出するものとする。 労働安全衛生法第30条第2項の統括安全衛生管理義務者には、(・建築工事・電気設備工事・機械設備工事)の受注者を指名する。	21. 創意工夫等の実施状況	受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに提出することができる。 ただし、工事成績評定においては、技術力等の評価は、創意工夫または地域社会への貢献(以下「創意工夫等」という)に対する評価は、施工計画書にそのことが記載され、または事前に受注者から自動的に創意工夫等からかる資料が監督職員より提出され、それらの項目が創意工夫等に該当すると判断し、施工等に反映された場合に評価されるものとし、実施後に施工計画書に記載または資料等の提出がなされていない場合は評価しないものとする。	22. 別途工事との連絡協議	受注者は、工事別業者間で互に連絡をとり、定期的に協議会を行い、工事施工上の調整を図ること。また、工事区分の取扱いについて図示あるも、施工時に必要に応じ協議を行い連絡を密にすること。	23. シンナー等の保管管理	シンナー等については、工事現場に放置することなく、保管を厳重に行い盗難を防止すると共に、保管数量についても作業前、作業終了後等の確認等確実な管理を行なうものとする。	24. フロンの回収等	冷媒にフロンを使用している機器の撤去においては、メーカー等によりフロンガスを全量回収し、大気放出をしない処理を行うこと。また、施工に当たっては特定フロンを使用した材料、工法を用いないこと。	25. 工事カルテの作成・登録	受注者は、工事請負金500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(CORINS)入力システムに基づき、「工事カルテ」を作成し監督職員の確認を受けた後、財団法人日本標準化センター(CJCL)に登録するとともに、センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督職員に提出しなければならない。提出の期限は、以下のとおりとする。 (1)受注登録の期限は、契約締結後10日内とする。 (2)竣工登録の期限は、工事完成後10日内とする。 (3)受注登録の内容に変更があった場合は、変更があった日から10日内に変更登録を行うこと。(乙,500万円未満は不要)	26. 工事関係車両の電波法遵守	受注者は、電波法を遵守し、不法無線局を搭載していなければ車両を確認したときは、速やかに監督職員にその旨を報告する。	27. 過積載の防止措置	受注者は過積載等の違法運行防止を図るため、道路交通法を順守する旨を記載した施工計画書を提出し徹底するを図ること。	28. 技術検査	工事施工中にて、適宜中間技術検査を実施する。	29. 施工上の留意事項等	イ 液化石油ガス設備工事を施工するものは、特定液化石油ガス設備工事事業者であること。 ロ 施工に際し、施工引き手となる機械設備工事施工監理チーフクリスト(滋賀県土木交通部建築課)に提出する。 ミ 他の業者に申請する場合は、全て受注者の負担とする。	30. 分類・規格	受注者は、工事請負金500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(CORINS)入力システムに基づき、「工事カルテ」を作成し監督職員の確認を受けた後、財団法人日本標準化センター(CJCL)に登録するとともに、センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督職員に提出しなければならない。提出の期限は、以下のとおりとする。 (1)受注登録の期限は、契約締結後10日内とする。 (2)竣工登録の期限は、工事完成後10日内とする。 (3)受注登録の内容に変更があった場合は、変更があった日から10日内に変更登録を行うこと。(乙,500万円未満は不要)	31. 施工上の留意事項等	受注者は、電波法を遵守し、不法無線局を搭載した工事車両を使用しないものとする。また、現場において不法無線局を搭載していると疑わしい車両を確認したときは、速やかに監督職員にその旨を報告する。	32. 施工の防護措置	受注者は過積載等の違法運行防止を図るため、道路交通法を順守する旨を記載した施工計画書を提出し徹底するを図ること。	33. 施工中の留意事項等	イ 液化石油ガス設備工事を施工するものは、特定液化石油ガス設備工事事業者であること。 ロ 液化石油ガス設備工事の作業に從事する者は、液化石油ガス設備士であること。 ハ 液化石油ガスの各種検査は、供給者または保安機関の検査を経て合格すること(記録紙および検査書類を提出すること)。	34. 完成図	完成図の種類、記入内容および様式は標準により作成し、原図、CADデータおよび焼付製本(縮小A4サイズ)4部を提出するものとする。 △ 建築工事の標準図面の種類は、標準により作成し、原図、CADデータおよび焼付製本(縮小A4サイズ)2枚(1枚の面に標準図面と本特記仕様書を加えたものとする)。	35. 保全に関する資料	保全に関する資料は標準により作成し、監督職員に指示された必要部品の原本、複写図および電子データを提出するものとする。なお、作業に際しては、国土交通省作成の「建築物等の利用に関する説明書作成の手引き」を参考とし、詳細については監督職員の指示による。	36. 工事写真	区 分 分類 規格 撮影枚数 部数(各 カタログ に付)備 考	37. 現場代理人	原則として、現場代理人は工事と重複して從事することはできない。 契約約款第10条第3項の規定に基づく現場代理人の常駐義務を緩和する期間および本工事における現場代理人が他の工事の現場代理人を兼務できる条件は、別に定める「現場代理人の常駐に関する運用基準(滋賀県土木交通部)」による。 ①現場代理人の常駐を要しない期間 ・請負契約の締結の日より令和 年 月 日までの期間については、現場代理人の常駐を要しない。 ②工事が完成し、事務手続き、後片付け等のみが残っているなど、工事現場において作業等が行われない期間については、現場代理人の工事現場への常駐を要しない。 現場代理人は、受注者との直接の工事用関係が確立できる資料を監督職員に提出すること。	38. 技術管理	受注者は、建設業法で定める主任の技術者の任命を行い、現場に派遣し、技術管理にあたらせること。 ①技術者の専任を要しない期間 ・請負契約の締結の日より令和 年 月 日までの期間については、主任技術者または監理技術者の事務現場への常駐を要しない。 ②請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、現場代理人の工事現場への常駐を要しない。 △工事が完成し、事務手続き、後片付け等のみが残っているなど、工事現場において作業等が行われない期間については、現場代理人の工事現場への常駐を要しない。 現場代理人は、受注者との直接の工事用関係が確立できる資料を監督職員に提出すること。	39. 技能士	適用工事種別 ・配管工: 1級 ・熱絶縁施工: 1級	40. 下請業者機材等の選定	各種下請業者、機器機材等県内で供給できるものについては、極力県内業者、県産品を選定することとし、製品等は特記されたものまたは同等品以上とする。ただし、同等品以上とする場合は、監督職員の承認を受ける。

令和3年3月日 滋賀県立大学財務課

TORI 株式会社 TORI設備計画

工事名 滋賀県立大学園場実験施設他空調設備更新工事

図面名 M01/36
図面名 機械設備工事特記仕様書1
設計日 2021年3月